

市民委員会資料②

3 所管事務の調査（報告）

（1）柿生連絡所機能再編計画について

- 資料1 「柿生連絡所機能再編計画（案）」に対する
パブリックコメント手続の実施及び
地域説明会の開催結果について
- 資料2 柿生連絡所機能再編計画 概要
- 資料3 柿生連絡所機能再編計画

市民・こども局

（平成26年3月14日）

「柿生連絡所機能再編計画（案）」に対する パブリックコメント手続の実施及び地域説明会の開催結果について

1 概要

柿生連絡所の証明書発行体制の見直しや、耐震工事の実施など、今後の取組を取りまとめた「柿生連絡所機能再編計画（案）」を策定し、平成25年12月18日から平成26年1月22日までの間、同案について市民の皆様の御意見を募集いたしました。

その結果、パブリックコメントで6通（意見総数15件）、地域説明会で17件、合計32件の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

(1) パブリックコメント

題名	柿生連絡所機能再編計画（案）の策定について
意見の募集期間	平成25年12月18日（水）～平成26年1月22日（水）
意見の提出方法	持参、郵送、FAX、電子メール、 意見募集箱（麻生区役所総務課、柿生連絡所）
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ掲載 ・ 市政だより（麻生区版：1月1日号）掲載 ・ 回覧板（麻生区内町内会自治会宛て依頼） ・ かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、支所・出張所（情報コーナー）、柿生連絡所、市民・こども局区調整課にて資料の閲覧
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ掲載 ・ かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、支所・出張所（情報コーナー）、柿生連絡所、市民・こども局区調整課にて資料の閲覧

(2) 地域説明会

日 時：平成26年1月16日（木）18時30分～20時00分

場 所：柿生連絡所 2階第2会議室

参加者：19名

3 御意見の提出方法と内訳

		意見提出数（意見件数）
パブリックコメント	持参	0通（0件）
	郵送	0通（0件）
	FAX	1通（3件）
	電子メール	0通（0件）
	意見募集箱	5通（12件）
	小計	6通（15件）
地域説明会		17件
意見総数		32件

4 御意見の内容と対応

寄せられた意見は、概ね計画（案）の趣旨に沿ったものや今後の取組を進める中で参考としていくもののほか、案に関する質問や要望であり、案の内容について修正を要するものではないため、当初案のとおり「柿生連絡所機能再編計画」を策定することといたします。

【御意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、計画に反映させたもの
- B 御意見の趣旨が、計画（案）に沿っているもの
- C 今後、計画に基づく取組を進めていく中で参考としていくもの
- D 計画（案）に対する質問・要望の意見であり市の考え方を説明・確認するもの
- E その他

御意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 1階ホール及び展示スペースに関する事			2	1		3
(2) 地区会館に関する事		1	2	1		4
(3) 耐震工事期間中の施設に関する事				5		5
(4) 証明書発行の有人窓口廃止に関する事			1	1		2
(5) 活用を想定する事業に関する事			1	2		3
(6) 施設及びその運営方法に関する事			6	5	1	12
(7) その他		2			1	3
合計	0	3	12	15	2	32

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 1階ホール及び展示スペースに関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	1階ホール及び展示スペースは、行政が利用しないときは、これまでどおり市民に利用させてほしい。また、その際は利用分担金が必要となるか。 【同趣旨意見 他1件】	1階部分については、麻生区役所の庁舎の一部として、行政が利用しておりますが、空き時間に限り、暫定的に市民の皆様の利用に供しているものです。今回の計画では、地域課題解決に向けた事業実施の場として、更なる活用を図っていくこととしておりますので、これまでの利用方法については利用者負担も含め見直しを行います。	C
2	平日夜間、土日も1階ホールを市民が利用できないか。	1階部分については、地域課題解決に向けた事業実施の場として、更なる活用を図っていくため、これまでの利用方法については見直しを行うこととしており、現在の利用形態では、御質問にある時間帯における利用は困難です。	D

(2) 地区会館に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
3	新しい施設には、会合ができるような場所を設置してほしい。	柿生地区会館は、各種集会や学習、レクリエーションなどの地域活動や趣味的活動に幅広く利用できますので御活用願います。	B
4	コピー機、紙折り機などボランティア団体等への事務支援機能を備える予定はあるのか。	柿生地区会館は、柿生地区におけるまちづくりの核となるべく、市民活動支援拠点機能を併せ持つ施設として、市民ニーズや地域特性、施設状況などを考慮しながら整備してまいります。	C
5	地区会館の利用分担金に変更はあるのか。	利用分担金は柿生地区会館運営委員会が規約で定めております。地区会館は地域住民の自主管理を基本とし、利用者からの分担金を収入の一部として利用し管理運営を行っております。 なお、今後の分担金につきましては、運営委員会と協議・調整を図ってまいります。	C
6	地区会館を2階から1階に移してほしい。	1階部分は、地域課題解決に向けた事業実施の場として更なる活用を図っていくこととし、2階部分を従来の柿生地区会館機能として継続させていきたいと考えております。	D

(3) 耐震工事期間中の施設に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
7	<p>工事期間中も活動ができるよう、代替施設としてプレハブを建設して対応してほしい。</p> <p>【同趣旨意見 他1件】</p>	<p>敷地内にプレハブ等を建設することは、工事車両の往来もあり危険であるとともに、十分なスペースも確保できないことから、不可能であると判断しました。</p> <p>工事を円滑に進め、休止期間を可能な限り短縮することにより、利用者への影響をできる限り少なくしたいと考えておりますので、御理解願います。</p>	D
8	<p>工事期間中にも地区会館を利用できるようにしてほしい。</p>	<p>地区会館については、工事期間中は利用者の安全確保のため、休止とさせていただきます。工事を円滑に進め、休止期間を可能な限り短縮するためにも御理解願います。</p>	D
9	<p>工事期間中は市民館の会議室は利用できるのか。</p>	<p>麻生市民館には一般の利用が可能な会議室がございます。ただし、申込みには「ふれあいネット」からの申請が必要となります。</p>	D
10	<p>工事期間中は区役所の会議室は利用できるのか。</p>	<p>麻生区役所の会議室は、原則として行政に資することを目的として開催される会議等に限定しており、一般の利用はできませんので御理解願います。</p>	D

(4) 証明書発行の有人窓口廃止に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
11	<p>証明書発行が行政サービス端末のみとなるが、当該端末を利用するために必要な「かわさき市民カード」はどこで取得できるのか。</p>	<p>かわさき市民カードは、区役所において無料で交付しております。カードの取得手続きの詳細につきましては、区役所区民課にお問合せください。</p>	D
12	<p>証明書発行有人窓口廃止後についても、施設は無人にしないしてほしい。</p>	<p>証明書発行有人窓口廃止後におきましても、施設や行政サービス端末を適切に管理運営していくことは必要ですので、その手法につきましては、人的な配置も含め検討してまいります。</p> <p>なお、行政サービス端末については、備え付けの電話を通じて、オペレーターから操作についての説明を直接受けられますので安心して御利用ください。</p>	C

(5) 活用を想定する事業に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
13	「協働による事業展開の場」のイメージを計画で明確にしてほしい。	1階ホール等については、協働による事業展開を含む地域課題解決に向けた事業実施の場として、将来的な社会状況の変化等により生じる行政需要を踏まえながら、子育て支援、スポーツ推進、高齢者対策、災害対策など、新たな事業等も含め更なる活用を図ってまいります。事業の具体的な内容につきましては、今後検討してまいります。	C
14	活用を想定する事業にある「スポーツ推進」とは何か。	地域課題解決に向けた事業としては、子育て支援、スポーツ推進、高齢者対策、災害対策などを想定しており、そのうち「スポーツ推進」は、地域の住民がスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康で明るく生活を送ることで、家族間や地域での交流を深めることなどによりコミュニティの活性化を目指すものです。	D
15	活用を想定する事業で「スポーツ推進」は、一地区だけでなく、川崎市として捉えるものと思うので見直してほしい。	これに向けて、スポーツ教室の実施やニーズ調査、啓発研究会などを実施し、地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブの設立支援など、柿生地区のスポーツに親しみやすい環境づくりに取り組むものです。	

(6) 施設及びその運営方法に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
16	施設機能は地域住民に密着したものでしてほしい。具体的には、会議集会所、多目的ホール、娯楽施設（囲碁・将棋）などを要望する。	機能再編後の1階ホール等については、地域課題解決に向けた事業実施の場として、更なる活用を図っていくこととしております。地区会館については、これまでと同様に、麻生区にお住いの全ての方を対象として、各種集会や学習、レクリエーションなどの地域活動や趣味的活動に幅広く御利用いただくことができます。	D
17	機能再編後の施設といこいの家と機能面での違いはあるのか。	機能再編後の1階ホール等については、地域課題解決に向けた事業実施の場として、更なる活用を図っていくこととしております。地区会館については、これまでと同様に、麻生区にお住いの全ての方を対象として、各種集会や学習、レクリエーションなどの地域活動や趣味的活動に幅広く御利用いただけるとともに、市民活動支援拠点機能を併せ持つものとして今後整備してまいります。 一方、いこいの家については、地域の健康な高齢者のふれあいや生きがいの場としての機能に加え、虚弱な高齢者を地域で支え合い、助け合っていくための福祉活動の拠点機能を併せ持つ施設となっており、60歳以上の方を対象に御利用いただけるものです。	D

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
18	上麻生地区に「いこいの家」がないので、機能再編後の機能としていこいの家を設置してほしい。	いこいの家につきましては、介護予防拠点として位置付け、中学校区に1か所を基本として、整備を進めており、御要望の区域は「柿生中学校区」にあたりますが、当該区域については、「岡上いこいの家」を整備しています。また、市内には51か所の中学校区があり、そのうち、48か所については整備を終えておりますが、未整備の地区が残っておりますので、未整備地区の整備を優先して進めております。	D
19	2階の会場場所は老人には不向きなため何とか考慮していただきたい。	柿生連絡所は鉄骨造の建物であるため、建物内部にエレベーターを設置することは構造的に不可能です。建物外部に建屋を建築することによりエレベーターの設置は可能ですが、老朽化した屋根の補修や空調設備の更新など、早期に改修を要する箇所がございますので、それら施設保全に係る改修の緊急性・必要性等を総合的に勘案しながら、対応を検討してまいります。	C
20	エレベーターを設置してほしい。		
21	災害時の救助用資器材を常備してほしい。	設置を検討している備蓄倉庫の位置付けは、各学校や町内会の備蓄倉庫を補完するものと考えております。具体的な活用方法や備蓄品については、防災関係の部署と今後検討してまいります。	C
22	「柿生連絡所」の名称は廃止となるようだが、新たな施設名称に「柿生」を残してほしい。	町内会の皆様や、昔から地域にお住いの方々にとって、「柿生」という名称に愛着があることは理解しております。市の庁舎としての名称とは別に愛称を付けるなど、名称につきましては、地域の方々の御意見を伺いながら検討してまいります。	C
23	新しい施設の名称を公募する予定はあるのか。	現時点では、公募を行う予定はありませんが、名称につきましては、地域の方々の御意見を伺いながら検討してまいります。	C
24	機能再編後の施設は、地震発生時の避難場所として指定されるのか。	風水害時避難所補完施設に指定されていますが、地震発生時の避難場所としての指定は予定しておりません。ただし、東日本大震災発生時には、帰宅困難者を受け入れた実績もありますので、具体的な活用方法については防災関係の部署と今後検討してまいります。	D
25	柿生中学校内に設置されている「郷土史料館」はスペースが狭いため、柿生連絡所へ移設してはどうか。	「柿生郷土史料館」は、地域住民等で構成された「柿生郷土史料館支援委員会」により運営されておりますことから、当該委員会に確認いたしましたところ、柿生連絡所への移設の考えは無いとのことでしたので、今後も引き続き、現在の史料館で運営されるものと考えております。	D

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
26	耐震工事に合わせて内装工事を実施してほしい。	耐震工事では、リフォームを目的とした内装工事は予定しておりません。ただし、2階の旧管理人室や1階の事務室スペース等については、今後の活用方法に応じて必要な内装工事を行う予定となっております。その他の老朽部分については、状況を踏まえながら補修工事の実施に向け検討してまいります。	C
27	地区会館は地区会館運営委員会が管理運営し、1階ホールは区役所が直接運営しているが、なぜ運営方法が違うのか。	地区会館は、柿生出張所を柿生連絡所として再整備した際に、会議室として利用していたスペースを活用し、地域での自主運営を前提に、地域の皆様に御利用いただくことを目的として設置されたものです。 一方、1階ホールについては、麻生区役所の庁舎の一部として、行政が利用しておりますが、空き時間に限り、暫定的に市民の皆様の利用に供しているものです。そのため、異なる形態で運営されております。	E

(7) その他

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
28	機能再編を進め、耐震化を含めた既存施設の改善見直しは大賛成である。	今後も、地域の皆様の御意見を伺いながら取組を進めてまいります。	B
29	柿生中学校の「郷土史料館」の運営は、柿生中学校OBを中心に行っているが、その負担は重く、市としての積極的支援が必要ではないか。	「柿生郷土史料館」は、学校の施設である特別活動室という位置付けであり、学校施設を地域に開放しているという意味からも、その運営は、地域住民等で構成された「柿生郷土史料館支援委員会」が行っているものです。しかしながら、これまでも各種事業を実施する際に連携・協力しておりますので、今後も継続していきたいと考えております。	E
30	計画の策定に向け、地域の意見をしっかりと聞きながら進めてほしい。	これまでと同様に、地域の皆様の御意見を伺いながら取組を進めてまいります。	B

1 柿生連絡所の概要

(1) 施設概要

- 所在地 麻生区上麻生6丁目2番18号
- 建築年月 昭和55年10月(築33年)
- 建物構造 鉄骨造地上2階建
- 延床面積 716.19㎡
- 敷地面積 1,372.86㎡

(2) 沿革

- 昭和14(1939)年 柿生村と岡上村を編入。柿生出張所を置く。
- 昭和21(1946)年 稲田地区柿生支所となる。
- 昭和22(1947)年 稲田支所上麻生出張所となる。
- 昭和27(1952)年 稲田支所柿生出張所となる。
- 昭和47(1972)年 政令指定都市に移行。多摩区役所柿生出張所となる。
- 昭和57(1982)年 多摩区から麻生区を分区。麻生区役所柿生連絡所となる。

(3) 現在の機能

- ア 証明書発行機能
- ・有人窓口(担当課長1名、非常勤職員3名)
 - ・行政サービス端末(1台)
- イ 地区会館機能
- 昭和57年7月の麻生区分区後、「麻生区に居住する市民相互の交流及び福祉の増進並びに文化教養の向上」を目的として区民に供用開始
- ウ 1階ホール及び展示スペースの地域開放
- 連絡所の機能再編の結論が出るまでの暫定的な取扱いという位置付けにより、1階ホールと、麻生図書館柿生分館の開設により図書室がなくなったスペースを展示スペースとして、平成16年から、行政の利用していない時間に限り、住民に対し無償で提供1階ホールについては、麻生区役所における事業や、選挙時の投票所及び期日前投票所として使用

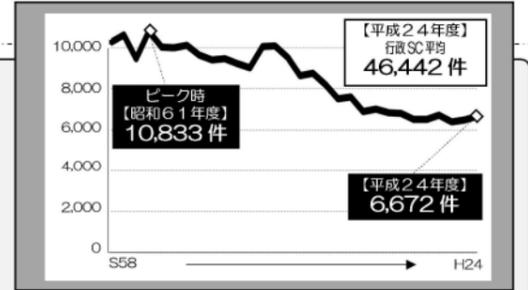


2 柿生連絡所の課題

(1) 証明書発行機能 ~証明書発行体制の検討~

証明書発行件数が減少傾向にあることや、行政サービスコーナーの証明書発行件数と比較しても、件数が少ないことから、有人窓口の廃止も含めた、証明書発行体制の効率化に向けた検討が必要である。

柿生連絡所における年間証明書発行件数推移(窓口のみ)



(2) 地区会館機能 ~地区会館機能をさらに市民が利用しやすくなるための取組~

これまで、地域交流の場として地域住民に利用されており、機能再編後は地域の市民活動支援拠点として位置付け、区として活用を図る必要がある。

(3) ホール及び展示スペース ~今後のあり方についての検討~

暫定的な位置付けにより地域に開放していることから、今後の活用方法についての整理が必要となっている。

(4) 施設の耐震性 ~耐震対策の必要性~

平成21年5月に市が策定した「重要建築物及び特定建築物以外の庁舎等に関する耐震対策の実施方針」に基づく耐震診断の結果、平成27年度までに耐震対策が必要な施設として位置付けられている。

3 柿生連絡所機能再編に向けた検討の経過

(1) 区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針(平成21年3月策定)

「宮前連絡所と柿生連絡所については、年々証明発行件数が減少しているため、有人による窓口の廃止も含めた証明発行体制の効率化について検討していきます。また、併設する地区会館については、施設の管理運営手法の改善等、市民がさらに利用しやすくなるための取組について検討していきます。」
(宮前連絡所については平成24年3月末をもって廃止済)

(2) 柿生連絡所機能再編の基本的な考え方(平成25年3月策定)

機能再編実施方針や施設に対する耐震性の必要性などの現状を踏まえ、証明書発行体制の見直しや耐震工事の実施など、柿生連絡所の機能再編の方向性を整理

4 柿生連絡所機能再編計画

「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」及び「柿生連絡所機能再編の基本的な考え方」を踏まえ、柿生連絡所における課題について検討した結果を受け、柿生連絡所について次のとおり機能再編を行うものとします。

(1) 平成26年度末をもって証明書発行有人窓口を廃止する。ただし、行政サービス端末による証明書発行については継続して実施する。

(2) ホール及び展示スペースは、これまでの暫定利用を見直すとともに、それらを含めた1階部分について、地域課題解決に向けた事業実施の場として更なる活用を図る。

活用を想定する事業

子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・区内子育て支援関係者の研修 ・区内保育園園児の交流(年長児交流会等) ・おもちゃとしょかん*
スポーツ推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの設立に向けた支援事業 ・総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ推進事業の実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業：柿生コロバナーゼ* ・防災機能(帰宅困難者一時滞在、備蓄倉庫設置)の強化

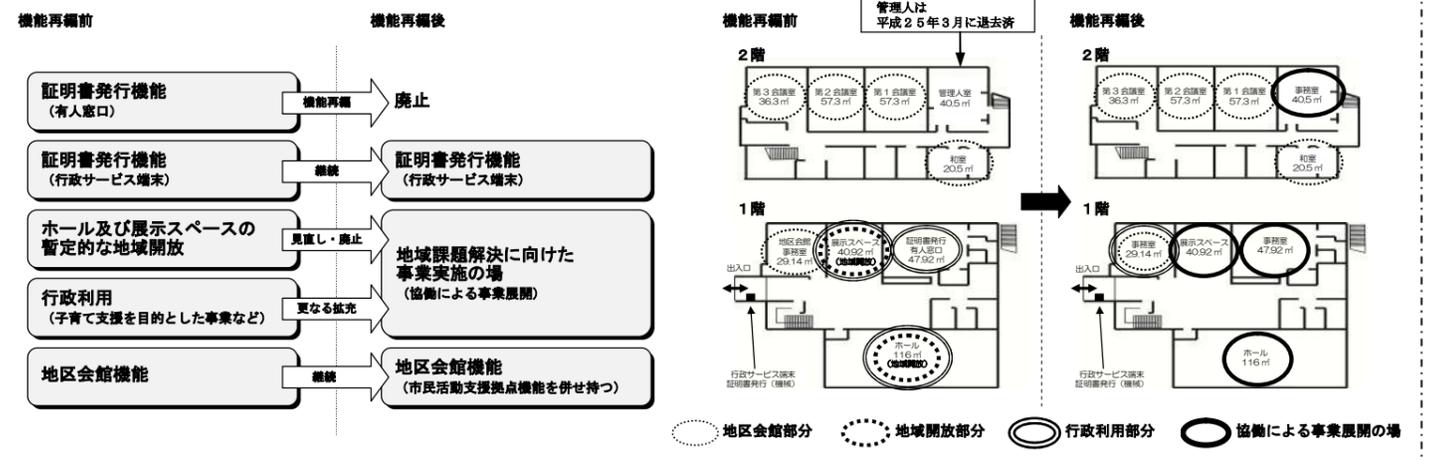
※実施中のもの

(3) 耐震工事を平成27年度中に実施する。

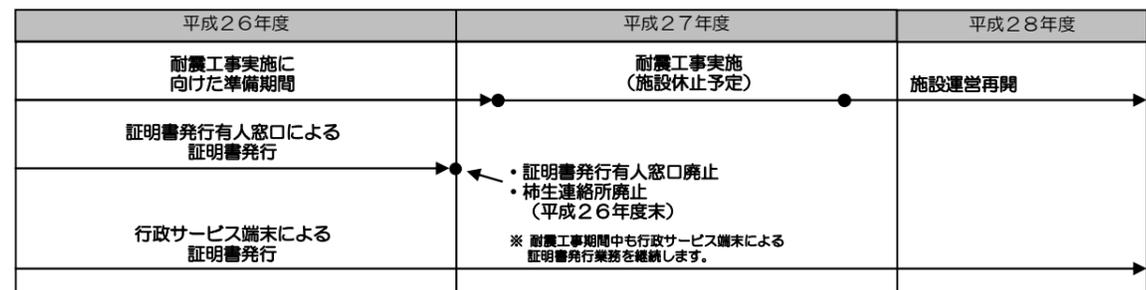
(4) 柿生地区会館は、市民活動支援拠点機能を併せ持つ施設として継続的な活用を図る。

(5) 証明書発行有人窓口の廃止に伴い「柿生連絡所」の名称を廃止とするが、引き続き行政財産として活用を図る。その後の施設の名称については新たに付する。

機能再編のイメージ



5 今後のスケジュールなど



柿生連絡所機能再編計画

平成 26 年 3 月

川崎市

はじめに

川崎市では、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画の基本政策Ⅶ「参加と協働による市民自治のまちづくり」の施策のひとつに、「便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供」を掲げています。

第2期実行計画から続くこの施策では、平成21年3月に策定した「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針（以下「実施方針」という。）」に基づき、複雑化し分りにくくなっている区役所・支所・出張所における届出業務を市民の皆様にとって分かりやすいものとするとともに、併せて地域振興や市民活動を支援する機能を強化するための再編の実施方針をお示しし、取り組んできました。

この実施方針においては、麻生区及び宮前区の市内2か所にある連絡所は、証明書発行の体制の見直しについて検討することとしており、証明書発行件数が減少傾向にあることなどを踏まえ、宮前連絡所については平成23年度末をもって廃止し、現在、障害者のための日中活動支援拠点施設へと整備を進めています。

一方、柿生連絡所については、宮前連絡所と同様に地域に広く親しまれてきた施設であり、昭和47年の政令指定都市への移行や昭和57年の分区を経て、現在は証明書発行機能とともに地区会館機能を有する施設として、地域の方々の交流の場として利用されています。しかしながら、行政サービスコーナーや行政サービス端末といった証明書発行拠点の整備が進んできたことなどから、柿生連絡所における証明書発行取扱件数も減少傾向にあり、証明書発行体制の効率化が課題となっていることや、施設自体についても耐震化対策の必要性が生じていることから、平成25年3月、これらの課題を踏まえ、今後の柿生連絡所の機能再編の方向性を示した「柿生連絡所機能再編の基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）」を策定しました。

この「基本的な考え方」に基づき、地域の皆様方の御意見を頂戴しながら検討を進め、このたび「柿生連絡所機能再編計画」を策定いたしました。今後は、この計画に基づき機能再編の取組を進め、地域課題解決の場として、さらに、柿生地区のまちづくりの核として、施設の有効活用を図っていきたいと考えております。

平成26年3月

目 次

第 1 章 柿生連絡所の概要

- 1 施設概要 2
- 2 柿生連絡所の沿革 2
- 3 現在の機能 3

第 2 章 柿生連絡所の課題

- 1 証明書発行機能 4
- 2 地区会館機能 5
- 3 ホール及び展示スペース 5
- 4 施設の耐震性 5

第 3 章 柿生連絡所機能再編に向けた検討の経過

- 1 区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針 6
- 2 柿生連絡所機能再編の基本的な考え方 6

第 4 章 柿生連絡所機能再編計画

- 1 証明書発行体制の見直し 7
- 2 ホール及び展示スペースを含めた 1 階部分の活用 7
- 3 耐震対策 8
- 4 地区会館の更なる活用 8
- 5 施設名称 8

第 5 章 今後のスケジュールなど

- 1 今後のスケジュール 10
- 2 耐震工事期間中の業務 10

第1章 柿生連絡所の概要

昭和57年7月、麻生区が多摩区からの分区に伴い、同年6月30日をもって柿生出張所が廃止され、それまで行っていた戸籍、住所異動、印鑑登録等の届出事務については麻生区役所に統合され、新たに麻生区役所柿生連絡所として整備されました。

現在は、戸籍（全部・個人）事項証明書、住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書等の証明書発行機能や、地区会館として地域交流の場、という機能を持つ施設として活用されており、平成16年からは、これらの機能に加えて、地域住民の要望を踏まえ、ホール等の地域開放を行っています。



位置図



建物外観

1 施設概要

- (1) 所在地 川崎市麻生区上麻生6丁目29番18号
- (2) 建築年月 昭和55年10月（築33年）
- (3) 建物構造 鉄骨造地上2階建
- (4) 延床面積 716.19㎡
- (5) 敷地面積 1,372.86㎡

2 柿生連絡所の沿革

- 昭和14（1939）年 柿生村と岡上村を編入。柿生出張所を置く。
- 昭和21（1946）年 稲田地区柿生支所となる。
- 昭和22（1947）年 稲田支所上麻生出張所となる。
- 昭和27（1952）年 稲田支所柿生出張所となる。
- 昭和47（1972）年 政令指定都市に移行。多摩区役所柿生出張所となる。
- 昭和57（1982）年 多摩区から麻生区を分区。麻生区役所柿生連絡所となり現在に至る。

3 現在の機能

(1) 証明書発行機能

ア 有人窓口 開設時間 平日 8:30～17:00

イ 執行体制 担当課長1名、非常勤職員3名体制

ウ 行政サービス端末1台設置（平成20年4月設置）

稼働時間 平日 8:30～19:00

土日祝日 9:00～19:00

エ 証明発行業務内容（行政サービスコーナーと同様）

- ① 市内に本籍がある人の戸籍(全部・個人)事項証明書(除籍を除く。)
- ② 市内に本籍がある人の戸籍の附票の写し(除附票を除く。)
- ③ 住民票の写し(除票を除く。)
- ④ 住民票記載事項証明書(年金の現況届を含む。)
- ⑤ 印鑑登録証明書
- ⑥ 最新年度の市民税・県民税課税額(非課税、免除)証明書

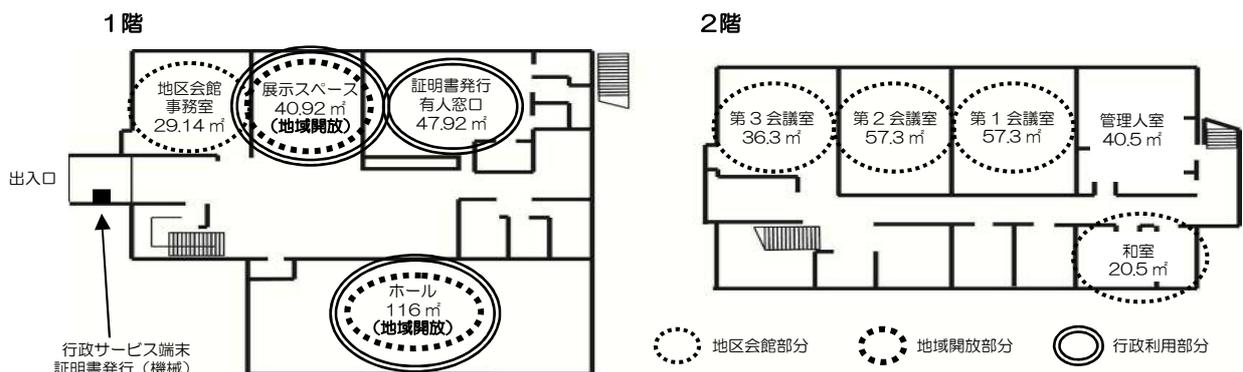
(2) 地区会館機能

- ・ 昭和57年7月の麻生区分区後、「麻生区に居住する市民相互の交流及び福祉の増進並びに文化教養の向上」を目的として「柿生地区会館の利用及び管理要綱」を制定し、柿生連絡所の会議室を活用する形態により区民に供用開始
- ・ 地域住民で構成される柿生地区会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）に対し、市が地区会館の管理運営を委託
- ・ 運営委員会が行政財産目的外使用許可を受けて会議室等を使用。利用者は施設利用分担金を負担

(3) 1階ホール及び展示スペースの地域開放

- ・ 連絡所の機能再編の結論が出るまでの暫定的な取扱いという位置付けにより、1階ホールと、麻生図書館柿生分館の開設により図書室がなくなったスペースを展示スペースとして、平成16年から麻生区役所の直接管理により住民に対し無償で提供
- ・ ホールは、月曜日は地域の高齢者に、それ以外の曜日は地域に開放、また月に数回、麻生区役所が子育て支援等を目的とした事業で提供。選挙時には投票所及び期日前投票所として使用

【柿生連絡所略図】



第2章 柿生連絡所の課題

1 証明書発行機能

(1) 窓口における証明書発行取扱件数の減少

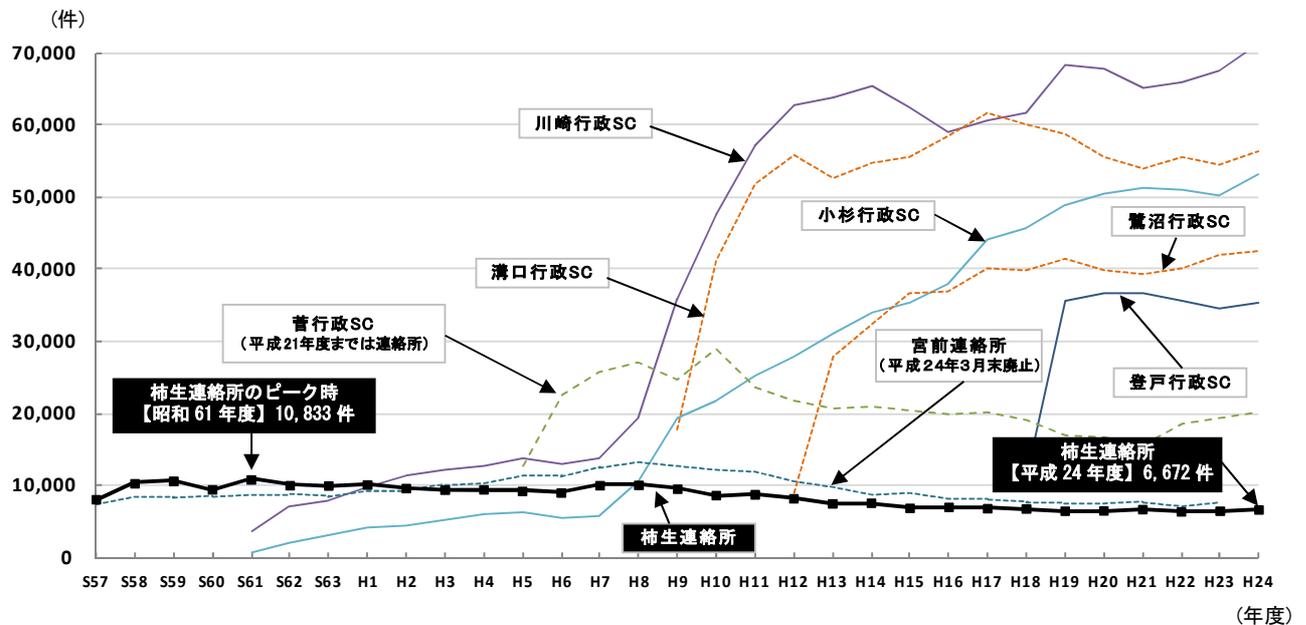
柿生連絡所の証明書発行取扱件数は、ピーク時には年間1万件以上あったものが、平成24年度には7千件を割り込んでおり（6,672件）、行政サービスコーナーの同年度の平均取扱件数（46,442件）の7分の1程度（14.4%）の水準となっています。

●平成24年度川崎市内行政サービスコーナー及び連絡所 証明書発行取扱件数（窓口のみ） 単位：件

	行政サービスコーナー								柿生連絡所	宮前連絡所
	川崎	小杉	溝口	鷺沼	登戸	菅	合計	平均		
住民票の写し	34,742	25,750	27,061	17,715	16,882	8,381	130,531	21,755	2,499	3,060
住民票記載事項証明書	1,227	834	1,044	954	699	535	5,293	882	195	115
印鑑登録証明書	21,187	18,979	20,459	17,789	12,287	8,056	98,757	16,460	3,174	3,541
登録原票記載事項証明書	226	85	66	56	40	26	499	83	4	23
戸籍事項証明	10,858	5,506	5,366	3,960	3,666	2,140	31,496	5,249	641	632
戸籍の附票	249	104	115	107	67	44	686	114	14	8
税証明	2,769	1,951	2,246	1,819	1,609	998	11,392	1,899	145	154
合計	71,258	53,209	56,357	42,400	35,250	20,180	278,654	46,442	6,672	7,533

※宮前連絡所は平成24年3月末をもって廃止済み（平成23年度の件数を参考として掲載）

●証明書発行取扱件数推移（窓口のみ）



(2) 証明書発行体制のあり方

「(1) 窓口における証明書発行取扱件数の減少」に示した状況を受け、本市ではこれまで、市政だよりやホームページなどを通じて、柿生連絡所での証明書の発行についての広報を行ってきましたが、多くは麻生区役所など他の窓口等を利用しているのが現状です。

こうした中、年間証明書発行取扱件数で柿生連絡所を上回っていた宮前連絡所を平成24年3月末で廃止したことや、有人窓口で取得できる証明書が施設内に設置している「行政サービス端末」でも取得可能であることなどを踏まえると、有人窓口の廃止も含めた、証明書発行体制の効率化に向けた検討が必要となっています。

2 地区会館機能

「実施方針」において、「地区会館については、施設の管理運営手法の改善等、市民がさらに利用しやすくなるための取組について検討していく」とされていることを踏まえ、地域住民の交流の場のみならず、市民活動支援拠点の一つとして位置付け、区として活用していく必要があります。

●柿生地区会館利用件数推移



平成16年度と比較すると平成24年度の地区会館利用件数は約30%増となっており、地域交流の場として利用されていることが分かります。

3 ホール及び展示スペース

1階ホールについては、麻生区役所地域保健福祉課やこども支援室等が関係する事業での活用や、選挙時の投票所及び期日前投票所として行政が使用しており、行政が使用しない日についても地域住民の活動の場所として、暫定的な位置付けにより開放していますが、今後の活用方法についての整理が必要となっています。

4 施設の耐震性

柿生連絡所は、平成21年5月に市が策定した「重要建築物及び特定建築物以外の庁舎等に関する耐震対策の実施方針」に基づく耐震診断の結果、平成27年度までに耐震対策が必要な施設として位置付けられています(Is値0.55 ※0.6未満については「補強を要する」とされています)。

具体的には、平成27年度末までに耐震補強工事を終了させるか、工事を行わない場合は、平成27年度末までに施設を使用しない状態としなければなりません。

第3章 柿生連絡所機能再編に向けた検討の経過

柿生連絡所については、第2章で示した課題を踏まえ、これまで機能再編に向けた検討を行ってきました。

1 区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針（平成21年3月策定）

「実施方針」において、市内2か所にある宮前連絡所（平成23年度末をもって廃止済）・柿生連絡所についての機能再編の取組を、次のように決めました。

宮前連絡所と柿生連絡所については、年々証明発行件数が減少しているため、有人による窓口の廃止も含めた証明発行体制の効率化について検討していきます。

また、併設する地区会館については、施設の管理運営手法の改善等、市民がさらに利用しやすくなるための取組について検討していきます。

2 柿生連絡所機能再編の基本的な考え方（平成25年3月策定）

「基本的な考え方」において、「実施方針」や、施設に対する耐震対策の必要性などの現状を踏まえ、証明書発行体制の見直しや耐震工事の実施など、柿生連絡所の機能再編の方向性を次のとおり取りまとめました。

① 証明書発行機能は平成26年度末に有人窓口を廃止し、行政サービス端末によるサービスを継続する。

「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」に基づき検討した結果、証明書発行件数が減少傾向にあることを踏まえ、平成26年度末に証明書発行有人窓口を廃止する。ただし、証明書発行業務への一定の需要は残ることから、行政サービス端末によるサービスの提供を継続する。

② 柿生地区会館は、市民活動支援拠点機能を併せ持つ施設として継続的な活用を図る。

地域住民のコミュニティ活動の場として有効活用するとともに、柿生地区におけるまちづくりの核となるべく、市民活動支援拠点機能を併せ持つ施設としての有効活用についても検討を行う。

③ 1階ホール及び展示スペースは利用経過を踏まえつつ、行政の事業展開の場としての更なる活用を図る。

これまでの利用経過もあることから、地区会館と同様に市民活動の場としての活用も視野に入れつつ、区の事業や投票所など既存の行政利用に加え、行政の事業展開の場として更なる活用を図っていく。

④ 耐震工事は平成27年度中に実施する。

平成27年度中に耐震工事を実施し、施設の利用を継続する。

なお、耐震工事期間中に想定される利用制限への対応などの諸課題については、今後、「(仮称)柿生連絡所機能再編計画」を策定する中で検討を進める。

第4章 柿生連絡所機能再編計画

「実施方針」及び「基本的な考え方」を踏まえ、柿生連絡所における課題について検討した結果を受け、柿生連絡所について次のとおり機能再編を行うものとします。

- ① 平成26年度末をもって証明書発行有人窓口を廃止する。ただし、行政サービス端末による証明書発行については継続して実施する。
- ② 1階ホール及び展示スペースは、これまでの暫定利用を見直し、地域課題解決に向けた事業実施の場として更なる活用を図る。
- ③ 耐震工事を平成27年度中に実施する。
- ④ 柿生地区会館は、市民活動支援拠点機能を併せ持つ施設として継続的な活用を図る。
- ⑤ 証明書発行有人窓口の廃止に伴い「柿生連絡所」の名称を廃止とするが、引き続き行政財産として活用を図る。その後の施設の名称については新たに付する。

1 証明書発行体制の見直し

証明書発行機能については、「実施方針」に基づき検討した結果、柿生連絡所における証明書発行件数が減少傾向にあることを踏まえ、平成26年度末をもって証明書発行有人窓口を廃止します。

なお、証明書発行業務への一定の需要は残ることから、引き続き行政サービス端末による証明書発行は継続します。

2 ホール及び展示スペースを含めた1階部分の活用

ホール及び展示スペースについては、これまでの暫定利用を見直すとともに、それらを含めた1階部分については、麻生区の地域課題解決に向けた事業実施の場として、更なる有効活用を図るものとします。

また、将来的な社会状況の変化等により生じる行政需要を踏まえながら、新たな事業等も含めた有効活用を推進します。

● 1階ホール及び展示スペースの活用を想定する事業

子育て支援	区内子育て支援関係者の研修
	区内保育園園児の交流（年長児交流会等）
	おもちゃとしょかん※
スポーツ推進	総合型地域スポーツクラブの設立に向けた支援事業
	総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ推進事業の実施
その他	介護予防事業：柿生コロバネーゼ※
	防災機能（帰宅困難者一時滞在、備蓄倉庫設置）の強化

※実施中のもの

3 耐震対策

柿生連絡所の建物は、平成27年度末までに耐震対策を講じる必要があることから、今後も引き続き施設の有効活用を図っていくため、平成27年度中に既存建物に対する耐震工事を実施します。

4 地区会館の更なる活用

地区会館の機能については、機能再編後も地域住民のコミュニティ活動の場として有効活用します。

また、柿生地区におけるまちづくりの核となるべく、平成18年3月策定の「区、地域レベルでの市民活動支援拠点の整備に関するガイドライン」を踏まえ、市民活動支援拠点機能を併せ持つ施設として、有効活用を図ります。

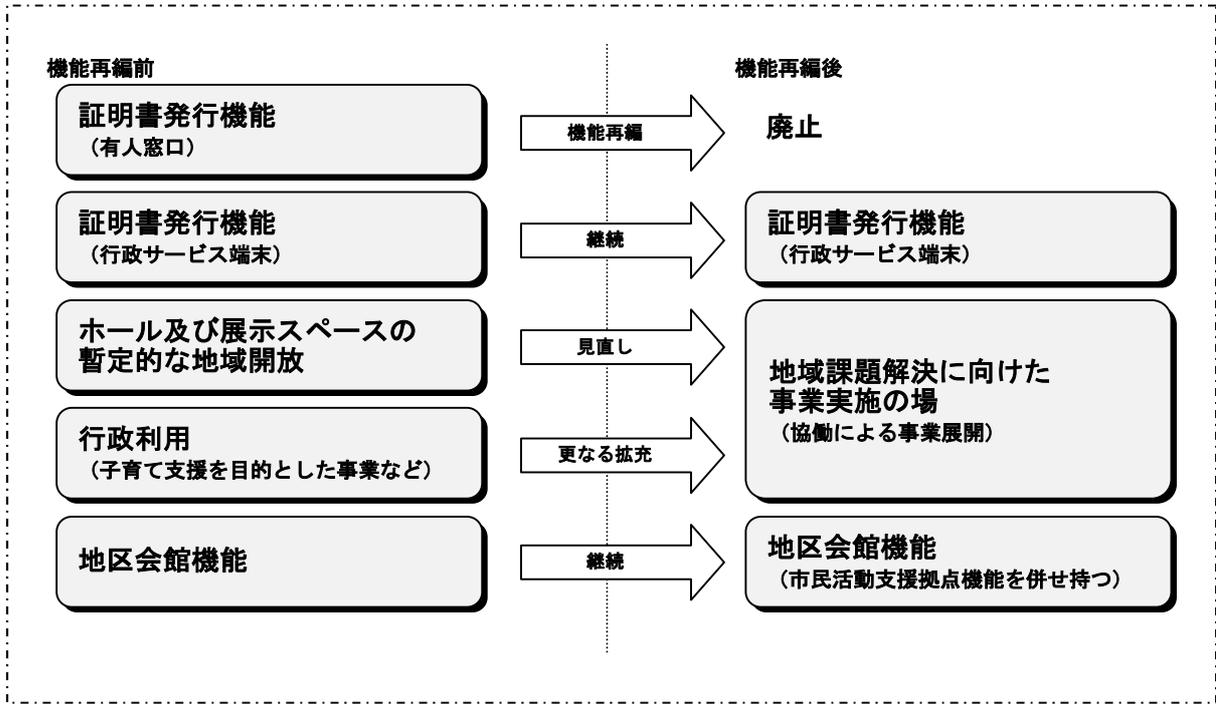
市民活動支援拠点としての機能としては、会議・打ち合わせ・各種作業ができるスペースやパンフレットの設置やポスター等が掲示・展示ができるコーナーなどを想定しており、市民ニーズや地域特性、施設状況などを考慮しながら整備を進めます。

5 施設名称

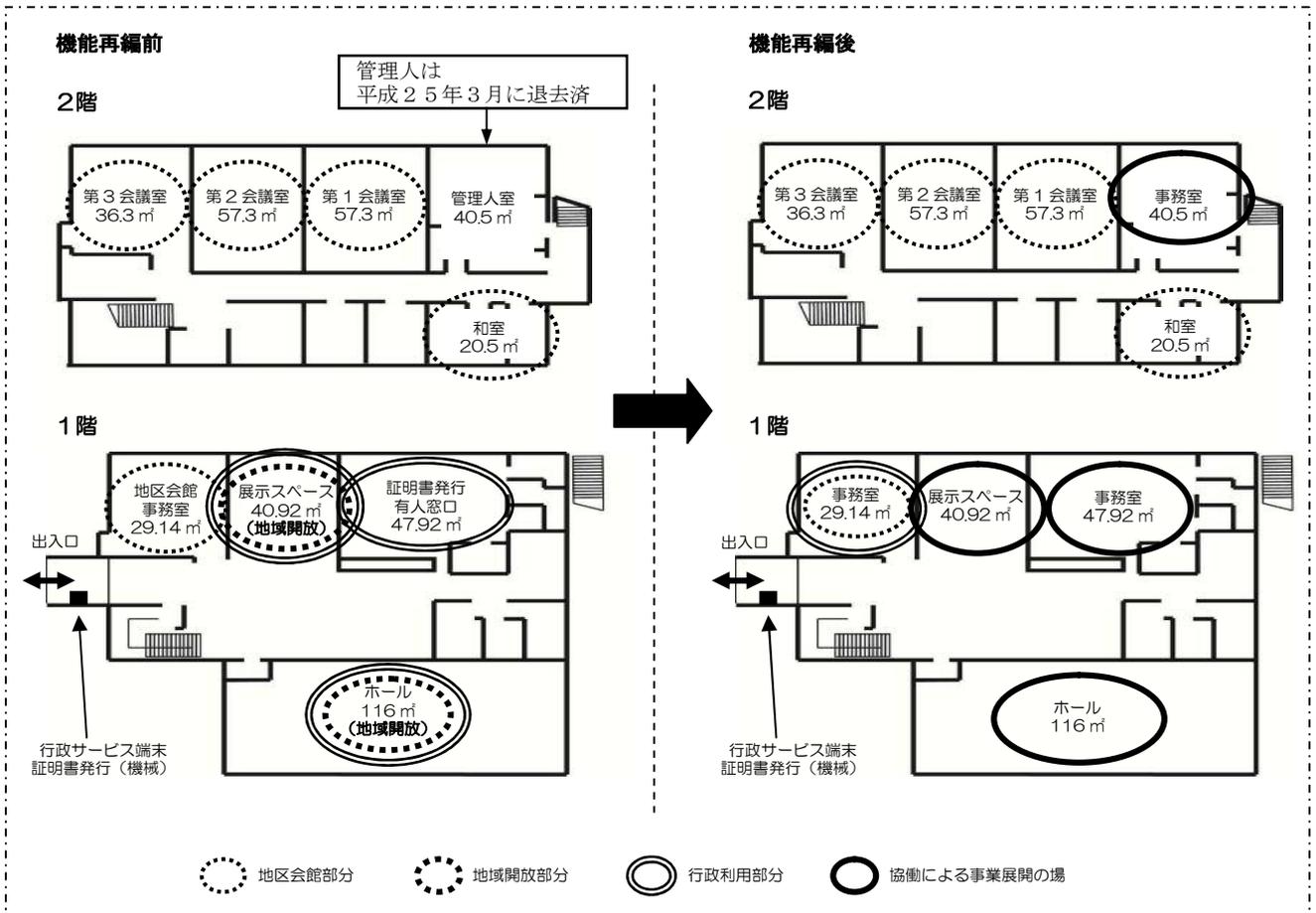
「柿生連絡所」の名称は、平成26年度末の証明書発行有人窓口を廃止すると同時に廃止します。平成27年度以降については、地域の皆様の御意見をいただきながら、施設の機能等に即した名称を付すこととします。

機能再編のイメージ

【機能面】



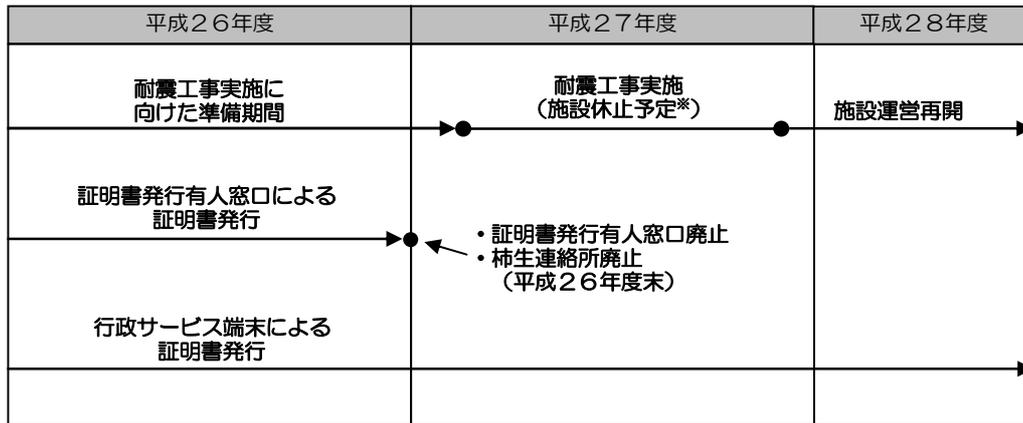
【レイアウト】



第5章 今後のスケジュールなど

1 今後のスケジュール

施設の耐震対策については、平成27年度中に耐震工事を実施します。柿生連絡所は、耐震工事の実施に合わせ、平成26年度末をもって証明書発行有人窓口を廃止すると同時に廃止し、耐震工事实施後、新たな施設としての運営を再開する予定です。



2 耐震工事期間中の業務

耐震工事期間中については、安全確保の観点から、原則として全館休止としますが、行政サービス端末による証明書発行機能については、利用者の利便性の確保に向けて調整した結果、施設内において安全にサービスを提供することが可能であると確認できたことから、工事期間中も業務を継続します。

なお、当該施設は投票所及び期日前投票所として使用していることから、耐震工事は平成27年4月に執行予定の統一地方選挙後に開始するものとします。

柿生連絡所機能再編計画

平成26年3月

【お問合せ】

市民・子ども局区政推進部区調整課

電 話：044-200-2309

F A X：044-200-3912

E-mail：25kusei@city.kawasaki.jp